

社会福祉法人アイアイハウス
役員等の報酬並びに費用弁償に関する規定（案）

（趣旨）

第1条 この規定は、社会福祉法人アイアイハウス（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（役員等）

第2条 この規定において、役員等とは、理事・監事・評議員及び委員をいう。

（報酬）

第3条 役員等には、報酬を支給しない。

（費用弁償）

第4条 役員等には、費用を弁償することができる。

（公表）

第5条 この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（委任）

第6条 この規定に定めるもののほか、役員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。